(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者のうち、国民年金制度上、障害基礎年金等の受給資格を得ることのできない在日外国人及び帰国者等に対し、在日外国人等重度心身障害者福祉給付金(以下「給付金」という。)を支給し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 重度心身障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規 定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、その身体障害者等級 表による級別が1級又は2級であるもの
    - イ 療育手帳について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号各都 道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)による療育手帳制 度要綱に基づき療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度がA であるもの
  - (2) 障害基礎年金等 国民金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過 措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第28条各号に規定する障 害を支給事由とする年金たる給付をいう。
  - (3) 公的年金給付 次に掲げる年金たる給付等をいう。
    - ア 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金たる給付
    - イ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)第1 条の規定による改正前の国民年金法に規定する年金たる給付
    - ウ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金たる保険給付
    - エ 船員保険法(昭和14年法律第73号)による年金たる保険給付
    - オ 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)

による年金たる給付

- カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び地方公務 員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153 号)による年金たる給付
- キ 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)による年金 たる給付
- ク 農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)による年金 たる給付
- ケ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第4条の8第1項に 規定する年金たる給付
- コ 海外の公的年金制度から支給される年金たる給付
- サ その他アからコまでに定める年金たる給付等に準ずると市長が認める もの
- (4) 施設入所者 次に掲げる施設に入所している者をいう。
  - ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく障害者支援 施設
  - イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく養護老人ホーム
- (5) 住民登録 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) の規定による登録をいう。
- (6) 外国人登録 外国人登録法 (昭和27年法律第125号) の規定による 登録をいう。
- (7) 外国人 外国人登録法第2条に規定する外国人をいう。
- (8) 永住許可 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第 22条第2項に規定する法務大臣の許可をいう。
- (9) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国の管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条から第5条までに規定する者をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、本市に住民 登録を行っている者若しくは外国人登録を行っている者(施設入所者で、当 該入所について本市以外のものによる措置を受けているものを除く。)又は施設入所者のうち当該入所について、本市による措置を受けて入所している者で、次の各号の一に該当する障害基礎年金等の受給資格がない重度心身障害者とする。

- (1) 外国人である又は外国人であった者のうち昭和37年(1962年)1月1日前に生まれた者で、その障害の発生の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)が昭和57年(1982年)1月1日前であり、かつ、当該初診日において外人登録を行っているもの(現在、外国人である者については、永住許可を受けている者又は特別永住者に限る。)
- (2) 初診日が昭和61年(1986年)4月1日前であり、当該初診日に2 0歳に達していない者のうち、20歳到達時において日本国内に住所を有 しなかった日本国籍を有するもの
- (3) 初診日が昭和61年(1986年)4月1日前であり、当該初診日に2 0歳に達しており、かつ、日本国内に住所を有しなかった日本国籍を有す る者

(支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給申請書(第1号様式)に、公的年金未受給状況等申立書(第2号様式)その他必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、これを審査し、支給を決定したときは防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給決定通知書(第3号様式)により、不支給を決定したときは防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金不支給決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の額)

- 第6条 給付金の額は、月額20,000円とする。
- 2 支給対象者が公的年金給付(障害基礎年金等を除く。)若しくは他の自治

体の給付金を受けている場合又は老人福祉法に定める養護老人ホームに入所措置若しくは養護受託者に養護委託されており、老人保護措置費交付基準(昭和47年6月1日厚生省社第451号各都道府県知事・指定都市市長あて厚生事務次官通知)に定める生活費の加算の特例(以下「生活費の特例加算」という。)を受けている場合で、その受給額が月額20,000円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する額から当該受給額の月額を控除した額を給付金の月額とする。

#### (支給対象期間等)

- 第7条 市長は、第5条の規定による支給決定を受けた者(以下「受給資格者」 という。)に対し、給付金を支給するものとする。
- 2 給付金の支給対象期間は、第4条の規定による申請があった日の属する月の翌月から第10条の規定により給付金の受給資格を喪失した日の属する月までとする。
- 3 給付金は、次の表の左欄に掲げる期別に応じ、同表の中欄に掲げる月分に 係る給付金を、同表の右欄に掲げる支給月に支給するものとする。ただし、 支給月に支給すべき給付金を支給できなかった場合又は受給資格を喪失した 場合は、この限りでない。

区		分	支 給 対 象 月 分	支 払 月
第	1	期	4月分から6月分まで	7月
第	2	期	7月分から9月分まで	10月
第	3	期	10月分から12月分まで	1月
第	4	期	1月分から3月分まで	4月

(支給の停止)

- 第8条 市長は、受給資格者が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定 める期間の月分の給付金の支給を停止する。
  - (1) 本人の前年の所得が国民年金法施行令第5条の4に定める額を超えている場合 その年の8月から翌年の7月までの期間(前々年の所得が所定の額を超える場合にあっては、その年の1月から7月までの期間)

- (2) 第6条第1項に規定する額以上の公的年金給付(障害基礎年金等を除 く。)を受けることができる場合 当該公的年金給付を受けることができ る期間
- (3) 他の自治体から第1条に掲げる目的と同様の趣旨により、第6条第1項 に規定する額以上の給付金を受けることができる場合 当該給付金を受け ることができる期間
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合 当該保護が開始された日の属する月の翌月から、当該保護が廃止された日 の属する月までの期間
- (5) 老人福祉法に定める養護老人ホームに入所措置されている場合又は養護委託されている場合で、第6条第1項に規定する額以上の生活費の特例加算を受けているとき 当該特例加算金の受給期間
- 2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法第 36条の3の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の範囲及 びその額の計算方法の例による。
- 3 市長は、第1項に定めるもののほか、受給資格者が次の各号の一に該当する場合は、給付金の支給を停止することができる。
  - (1) 正当な理由がなく第13条の規定による届出をしないとき。
  - (2) 第14条の規定に違反したとき。
  - (3) 虚偽その他不正な手段により給付金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(支給停止等の通知)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の支給を停止するときは、防府市在 日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給停止通知書(第5号様式)により、 支給停止を解除するときは防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支 給停止解除通知書(第6号様式)により、当該受給資格者に通知するものと する。

(受給資格の喪失)

第10条 受給資格者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日に受 給資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条に規定する支給対象者でなくなったとき。

(喪失の通知)

第11条 市長は、受給資格者が前条の規定により受給資格を喪失したときは、 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金受給資格喪失通知書(第7号 様式)により、当該受給資格者又はその者と生計を一にしていた者に通知す るものとする。

(未支給給付金の申請等)

- 第12条 受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき 給付金でまだ支給していないもの(以下「未支給給付金」という。)がある ときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、そ の者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者は、自己の名で未支給給付 金の支給を申請することができる。
- 2 未支給給付金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序とする。
- 3 未支給給付金を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人が 行った申請は、同順位者を代表してその全額について行ったものとみなし、 その1人に対して行った支給は、同順位者全員に対して行ったものとみなす。
- 4 未支給給付金の支給を受けようとする者は、防府市在日外国人等重度心身 障害者福祉給付金未支給給付金支給申請書(第8号様式)により、市長に申 請しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、支給を決定したときは防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金未支給給付金支給決定通知書(第9号様式)により、不支給を決定したときは防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金未支給給付金不支給決定通知書(第10号様式)により、申請者に通知するものとする。

(届出)

第13条 受給資格者又は受給資格者と生計を一にしている者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに、防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金変更・喪失届(第11号様式)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 第10条の規定により受給資格を喪失したとき。
- (2) 受給資格者の住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 公的年金給付の受給に変更があったとき。
- (4) 他の自治体の給付金の受給に変更があったとき。
- (5) 生活保護の受給に変更があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給付金の支給要件にかかる事由に変更があったとき。

(譲渡及び担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(給付金の返還等)

第15条 市長は、給付金の支給後、受給資格者又は受給資格者であった者が 第8条に規定する支給停止又は第10条に規定する受給資格の喪失要件に該 当していたことを確認した場合には、防府市在日外国人等重度心身障害者福 祉給付金取消・返還通知書(第12号様式)により、当該給付金を受給した 者に対して支給の決定を取り消し、すでに支給した給付金の全部又は一部の 返還を請求することができる。

(要綱の廃止)

第16条 市長は、給付金と同様の目的及び同程度の給付制度が国又は山口県 により支給対象者を対象として適用されたときは、この要綱を廃止するもの とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
  - (支給期間の特例)
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、平成14年6月30日までに申請を 行った者で第3条に規定する支給対象者のうち、支給の要件を満たすものに

ついては、平成14年4月分から給付金を支給するものとする。 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 第1号様式(第4条関係)

#### 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給申請書

年 月 日

#### (宛先) 防府市長

重度心身障害者福祉給付金について、防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、重度心身障害者福祉給付金の受給資格認定に際し、私の公的年金受給状況については 関係機関において、私の所得額については課税台帳等により、住民基本台帳又は外国人登録原 票の記載内容については当該台帳により、調査確認されることを承諾します。

	住 所									
申請者	(フリガナ) 氏 名	(自筆による	5署名又	くは記名押印	J)	通称名をお使 して下さい。	いの場合	合はこの	)欄に通称。	名を記入
	生年月日	年	月	日生(	歳)	電話番号	(	)	_	

次の口座へ振り込んでください。

	金融機関名					本支店名	店
振込	預金種別	1	普通	2	当座	口座番号	
先	(フリガナ)						
	口座名義						

- (注) 1 振込先口座は、申請者本人名義の口座を記入してください。
  - 2 添付書類
  - (1) 公的年金未支給状況等申立書(身体障害者手帳 1・2級を最初に取得した日が1982年(昭和57年)以降の方はその障害の初診日が確認できる書類を添付してください。)
  - (2) 日本国籍取得者として申請される方……日本国籍取得時の戸籍謄本又は除籍謄本
  - (3) 帰国者として申請される方………海外渡航を確認できる書類(海外渡航を示す戸籍の附票など)

### 公的年金未受給状況等申立書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請書氏名

下記のとおり相違ありません。

記

1 無年金にな	(1) 1982(昭和 57	年)の年金制度改立	E時に日本国籍を有	していなかったた		
った理由(該	め(1982(昭和:	57年) 1月2日月	以降に日本国籍を取	得した方も含みま		
当のものに	す。)					
○をして下	(2) 1986年(昭和 6	61 年)3 月以前の海	外滞在中の障害の	ため		
さい。)	(3) その他					
2 身体障害者	手 帳 番 号	山口県(	)第	号		
手帳、療育手	障害の程度	身体障害者手帳(	級) 療育手	帳( )		
帳について	最初に手帳の交	年	月	П		
	付を受けた日	#	Я	日		
	現在の障害状態	年	月			
3 現在の障害	になった時期		Л			
状態につい	障害の部位	視覚・聴覚・上肢・下肢・内部・その他(				
T	障害の原因	事故·疾病(病名	)・その(	也( )		
	障害原因の初診日	※ 年	月	日		
4 公的年金の	現在の加入状況	(1) 加入している	( 年 月~) (2)	加入していない		
加入状況について	加入している年金	年金	年金手帳の記号番号			
	加入期間	年	月~ 年	月		
5 公的年金受	給額(受給されてい	年額	円			
る方のみご	記入下さい。)	1 824	1 4			
6 現在、施設 か。	に入所されています	(1) はい(施記	没名 ) ( <u>'</u>	2) いいえ		

※新規及び等級変更で身体障害者手帳 1・2 級を取得した日が 1982 年(昭和 57 年) 1 月 1 日以降である方はその障害原因の初診日が確認できる書類を提出してください。

なお、障害原因の初診日が確認できる書類で不明な点は、福祉事務所にご相談ください。

### 第3号様式(第5条関係)

## 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長

年 月 日付で申請のありました重度心身障害者福祉給付金について、下記の とおり支給を決定しましたので、防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給要綱第5 条の規定により通知します。

記

支給金額	月額		円	
支給開始月		年	月分から	

ただし、期間中途で資格喪失又は支給停止要件に該当することとなった場合は、当該月分までの支給となります。

# 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給不決定通知書

	第	<del>-</del> <del>-</del> <del>-</del> - <del>-</del> - <del>-</del> - <del>-</del>	킂
	年	月日	∃
様			
防府市:	長	Ē	:[]
年 月 日付で申請のありました重度心身 支給を決定しましたので、防府市在日外国人等重度心身障害 定により通知します。			
記			
支給できない理由			

# 第5号様式 (第9条関係)

# 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給停止通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長

下記のとおり重度心身障害者福祉給付金の支給を停止しますので、防府市在日外国人等重度 心身障害者福祉給付金支給要綱第9条の規定により通知します。

支給を停止する理由				
支給を停止する期間	年	月分から	年	月分まで

# 第6号様式 (第9条関係)

# 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給停止解除通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長

下記のとおり重度心身障害者福祉給付金の支給停止を解除しますので、防府市在日外国人等 重度心身障害者福祉給付金支給要綱第9条の規定により通知します。

支糸	徐上 注	を解除	まする:	理由			
支	給	再	開	月	年	月分から	

# 第7号様式(第11条関係)

# 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金受給資格喪失通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

下記のとおり重度心身障害者福祉給付金の支給に係る受給資格を喪失されましたので、防府 市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給要綱第11条の規定により通知します。

受給資格喪失者			
受給資格喪失年月日	年	月 日	
受給資格喪失の理由			
支給の最終月	年	月分まで	

### 第8号様式(第12条第4項関係)

防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金未支給給付金支給申請書

年 月 日

### (宛先) 防府市長

下記の受給資格喪失者に係る重度心身障害者福祉給付金の未支給給付金支給について、防府市 在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給要綱第12条第4項の規定により、次のとおり申 請します。

なお、支給の決定に際し、私と受給資格喪失者との関係について、住民基本台帳又は外国人 登録原票等により調査確認されることを承諾します。

	住		所				電話番号		
申	フ	リカ	i ナ				が名をお使いのり して下さい。	易合はこの	欄に通称名を記
請	氏		名						
者				(自筆による署名)	又は記名押印)				
	続		柄	受給資格喪失者の					
資	氏		名						
格									
喪									
失	死	亡	日	年	月	日			
者									
請	床	ζ	額	P	(ただし、	年	月分~	年	月分)

下記の口座に振り込んでください。

	金融機関名					本支店名	店
振込	預金種別	1	普通	2	当座	口座番号	
先	(フリガナ)						
	口座名義						

- (注) 1 この請求ができる方は、受給資格喪失者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹 であって、受給資格喪失者の死亡の当時その方と生計を同じくしていた方に限ります。
  - 2 振込先口座は、申請者本人名義の口座を記入してください。

### 第9号様式(第12条第5項関係)

防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金未支給給付金支給決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

防府市長

年 月 日付で申請のありました重度心身障害者福祉給付金の未支給給付金について、下記のとおり決定しましたので、防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給要綱第12条第5項の規定により通知します。

支給	金	額	月額	円			
支給	期	間	年	月分から	年	月分まで	

### 第10号様式(第12条第5項関係)

防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金未支給給付金不支給決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長

印

年 月 日付で申請のありました重度心身障害者福祉給付金の未支給給付金について、不支給と決定しましたので、防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給要綱第12条第5項の規定により通知します。

記
支給できない理由

# 第11号様式(第13条関係)

# 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金変更·喪失届

年 月 日

(宛先) 防府市長

届出者 住 所 氏 名

(受給資格者との続柄 )

下記のとおり届け出します。

受給	住	所	防府市	電話番号	
<ul><li>資</li><li>格</li><li>者</li></ul>	フリ氏	ガナ 名			
	内	容	新		旧
変更	(1)住	所変更			
内容	(2)氏:	名変更			
4	(3)そ	の他			

※ 振込先口座変更の場合は、下記へ変更後の口座を記入してください。(本人名義に限ります。)

	金融機関名					本支店名	店
振込	預金種別	1	普通	2	当座	口座番号	
先	(フリガナ)						
	口座名義						

	内 容		事	実	発	生	年	月	日	
喪失	(1) 死 亡		年	月		日				
原	(2) 市外転出		年	月		日				
因	(3) その他	(	事実発生	生日	年	Ē	月	日)		

### 第12号様式(第15条関係)

## 防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金取消·返還通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長

印

重度心身障害者福祉給付金の支給を取り消しましたので、すでに支給した給付金を返還されるよう、防府市在日外国人等重度心身障害者福祉給付金支給要綱第15条の規定により通知します。

記

支約	合取消	iしの)	理由							
返	還	金	額			円 (	年	月分~	年	月分)
返	還	期	限		年	月	日			

ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】